

令和5年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 次第

日時	令和5年12月27日(水) 午前10時～
場所	職員会館かもがわ2階 中会議室 (京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284番地)

1 開会

2 委員の紹介

資料1

3 会長・副会長の互選

4 議題

(1) これまでの取組について

資料2

- ・ これまでの主な取組（巡回・指導、周知啓発、大学生向け対策等）
- ・ 条例改正後の状況の変化 など

(2) 今後の取組の進め方について

資料3

- ・ 現状を踏まえた課題
- ・ アンケート調査、分析、とりまとめ資料の作成 など

5 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 京都市客引き行為等対策審議会委員名簿 |
| 資料2 | 本市における客引き行為等対策のこれまでの取組等について |
| 資料3 | 客引き行為等対策の今後の取組の進め方について |
| 参考資料1 | 客引き行為等対策の取組状況（指導等件数等）について |
| 参考資料2 | 令和4年度までの客引き行為等対策の取組（啓発活動等）について |
| 参考資料3 | 客引き行為者数の変遷 |
| 参考資料4 | 令和5年度客引き行為等対策の取組状況（啓発活動等）について |

【その他資料】

- (1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例
- (2) 京都市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則
- (3) 改正条例周知チラシ

京都市客引き行為等対策審議会 委員名簿

役 職 等	氏 名
市民公募委員	いのうえ れみ 井上 怜美
京都商店連盟	おかもと のぶまさ 岡本 喜雅
橘大学経営学部教授	きのした たつふみ 木下 達文
同志社大学法学部教授	くろさか のりこ 黒坂 則子
弁護士（塚本法律事務所）	つかもと ひでのぶ 塚本 英伸
市民公募委員	はった まりこ 八田 眞理子

(五十音順・敬称略)

事務局出席者一覧

山本 ひとみ 文化市民局長
津嶋 俊郎 文化市民局くらし安全推進部長
奥井 慶司 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
坂下 明 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課防犯対策担当課長

本市における客引き行為等対策のこれまでの取組等について

1 条例制定等の経過について

繁華街での居酒屋等による客引き行為者等（以下「行為者」という。）の増加を受け、地元商店街や自治組織等による自主パトロールや啓発活動などが行われてきたが、依然として公共の場所における安心・安全な通行が妨げられている状況であったことから、安心安全な通行の確保など目的として平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行した。

条例施行後、「客引き行為等禁止区域」として指定した地域（3地域及び3箇所の私有地）において、客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という）が巡回し、行為者を現認した場合に行政処分を行うとともに、地域団体、大学、警察等と連携し、各種啓発等を実施してきた。

しかしながら、一部の悪質な行為者によって客引き行為等が繰り返される状況が続いたことから更なる取組の強化・推進による、より一層の客引き行為等の減少や市民の安心安全の確保することを目的として、令和2年4月に「公表範囲の拡大」、「土地・建物の所有者・管理者等への通知」等を可能とした改正条例を施行した。

2 これまでの主な取組（参考資料1～3参照）

(1) 客引き行為等禁止区域の指定

- 祇園・河原町区域（平成27年7月31日指定）
- 東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺区域（平成29年2月15日指定）
- 京都タワービル敷地【私有地】（平成29年8月31日指定）
- 京都あじびる河原町【私有地】及び河原町DECK【私有地】の敷地（平成30年7月31日指定）

(2) 客引き行為等対策指導員による巡回・指導（客引き行為者等への対策）

- 6名（令和5年12月現在／1班：3名で2班体制）の指導員が、飲食店等の利用者が増加する夜間時間帯において、禁止区域内を定期的に巡回し、客引き行為等を行った者を現認した場合に指導等（※）を実施
 - ※ 指導等（行った者及び行わせた者が対象）
 - ①「文書による指導」⇒②「勧告」⇒③「命令」⇒④（命令違反による）氏名公表、過料（5万円）
 - ※ 違反に係る関連店舗に関しても「公表」を実施
- 京都駅北側周辺区域では、巡回指導の強化を目的に令和4年度から定期的（月1回程度）に重点指導日を設定して指導等を実施

【指導等の件数】（詳細は参考資料2参照）

年度	文書指導	勧告	命令	過料	公表
R2	76	24	19	13	10
R3	93	33	22	15	15
R4	78	20	17	16	16
R5	37	14	8	7	6

※令和5年11月末現在

(3) 店舗等に対する取組

- 違反店舗等への立入り調査（R4：3件、R5：4件）の実施及びテナントビル所有者への違反者等の公表情報の提供（R4：17件、R5：7件）
- 本市HPにて掲載している違反者・店舗等の情報へのアクセスするためのQRコードを啓発物等に掲出
- 不動産協会・宅地建物取引業協会への賃貸借契約時の条例周知について協力依頼（令和4年11月～）

(4) 条例の周知啓発（飲食店の利用者向けの取組）

- 地下鉄の駅・連絡通路等での啓発
 - ・ ホームドアへの広告掲載【京阪三条駅、京都駅】（令和4年7月～8月）
 - ・ デジタルサイネージによる動画放映【四条駅】（令和4年12月）
 - ・ ホーム階段へのステップ広告の掲出【京都駅】（令和4年12月～令和5年1月）
- 商店街等へのポスターの掲出、本市HP等を活用した周知啓発など

(5) 大学生に対する取組

- 市内大学に対する学生への条例周知の依頼（※）
 - ※ チラシ配架、ポスター貼付、学生ポータルサイトへの掲出等
 - ※ 客引きアルバイトへの就労及び客引き行為をしている・使っている店舗を利用に関する注意喚起
- 学生向け情報アプリ「KYO-DENT」を活用した情報発信

(6) 地域団体等との合同パトロール

- 令和4年度からコロナ禍で実施を見合わせていた地元団体等との合同パトロールの段階的な再開

3 条例改正後の状況の変化等

- 新型コロナウイルスに係る行動制限の緩和などにより、繁華街を中心に飲食店利用者（市民・観光客等）が増加したこと等により、行為者等が増加傾向（特に京都駅周辺）
- 客引き行為等の手法が、客引き専門業者による行為から店舗従業員による行為へ移行
- 悪質な行為者等の常態化（繰り返し指導等にも関わらず客引き行為等を継続している者の存在）
- 客引き行為等で指導を受ける者の約7～8割が若年層の学生（大学生、専門学生）

4 状況の変化等を踏まえた令和5年度の取組（参考資料4参照）

(1) 観光客等の来訪者向けの取組

- 京都市内の宿泊施設（中京区・下京区・東山区／30施設）の協力を得て、チラシやリーフレット等を配架し、客引き行為店舗へ行かないよう周知
- （一社）京都府タクシー協会に加盟するタクシー会社保有のタクシー車内での啓発物を配架（客引き行為等を行う店舗を利用しない旨の注意喚起）

(2) 条例違反を繰り返す悪質な行為者向けの取組

- 禁止区域内やその付近における拡声器付き公用車を活用した音声啓発の実施
- 飲食店や店舗等の協力を得て、のぼり旗を設置したうえで街頭啓発活動の実施

(3) 若年層（学生等）向けの取組

- Youtubeのターゲティング広告を活用した啓発動画の配信
 - ・ 市内の20～30歳代向けに、客引き行為店舗を利用しない旨の啓発動画（8月上旬～及び11月下旬頃～の時期でそれぞれ1箇月間・5万回配信）
 - ・ 市内の18～20歳代向けに、大学と協働で制作した「客引きバイト及び闇バイト等の高額バイトへの注意喚起」の啓発動画（年度内に実施予定／約1箇月で5万回程度を配信予定）
- Z世代向け防犯ハンドブック（紙+デジタルブック）の作成
 - 客引きバイトをしない及び客引き行為店舗を利用しない旨を注意喚起する内容を掲載し、今後、本市公式SNSや大学生向け情報発信アプリ等を活用して周知予定

客引き行為等対策の今後の取組の進め方（案）について

1 主な課題など

- 条例の認知度について
条例施行後8年（改正条例施行から4年）が経過する中、この間、様々な周知啓発の取組を実施してきたところであるが、市民・観光客や大学生等への条例の認知度等が十分とは言えない状況
- 取組の効果検証について
これまでの各種取組に関して、様々な視点から効果検証を行い、課題の抽出が必要
- 情報発信の手法の再検討について
客引き行為者（特に大学生）や客引きされる者（飲食店利用者や繁華街の通行人など）への周知啓発に当たり、啓発すべきターゲットを明確化した上で、効率的、効果的に情報を発信することが必要

2 今後の進め方（概要）

- 条例の趣旨やこの間に実施してきた各種取組に関する認知度を図るため、インターネット等を活用したアンケート調査を実施
- 各種取組の効果検証を行い、課題の洗い出しや重点的に啓発すべきエリア、年齢層などを把握
- これまでの取組を総括したうえで、令和6年度中に今後の取組の大きな方向性等をとりまとめた資料を作成する。
- この資料に基づき、啓発ターゲットを明確化した効率的・効果的な情報発信、客引きする者やされる者に対して「客引きはいけない」ということが理解され、行動変容を促すことができるような効果的な取組を検討、実施していく。

3 今後の進め方（詳細）

(1) アンケート調査の実施

- ① 大学生へのアンケート【客引きをする者、客引きされる（可能性がある）者向け】
 - ・ 条例や各種取組への認知度、客引き行為に対するイメージなどを聞く（5問程度を予定）
 - ・ QRコードを活用して本市の応募回答フォームへ誘導し、インターネットで回答
 - ・ 実施時期：令和6年2月頃から一定期間を予定
 - ・ 周知方法： 大学への個別の協力依頼（掲示板への掲出、各種セミナー等で配架など）
本市の大学生向け情報発信アプリ（KYODENT）での発信 など
- ② 繁華街等を訪れる方等へのアンケート【客引きされる（可能性がある）者向け】
 - ・ 市民だけでなく、本市の繁華街（京都駅周辺や河原町周辺など）を訪れる方を対象
 - ・ 年齢層（〇〇歳代）、居住（市内在住、通勤・通学）、職業（学生、会社員、その他）、客引きされた経験の有無、客引きで案内された店に行った経験の有無、条例や啓発標示の認知度など
 - ・ 一定数の調査回答を得るために効果的な実施方法・実施時期について検討中
- ③ その他
 - ・ 違反行為の行政処分時などに客引き行為者から適宜、聞き取りを実施

(2) 調査結果の分析

- ・ 各アンケートの実施後、集計結果を分析することにより、各種取組の効果検証や課題の洗い出し、重点的に取組を実施すべきエリア・年齢層などを把握する。
- ・ 令和6年夏頃を目途に分析を行う予定
- ・ この分析結果を踏まえて、啓発すべきターゲットを明確化した効率的、効果的な取組の検討に繋げる。

(3) 今後の取組の方向性（案）の検討など

- ・ 分析結果や検討した今後の方向性等についてとりまとめた資料を作成し、令和6年度の審議会（冬頃に開催予定）で提案して、御意見をいただく予定
 - ・ 想定するとりまとめ資料のイメージ
 - ① アンケート調査の分析結果（これまでの取組の効果検証など）
 - ② 現状と課題
 - ③ めざすべきまちの姿
 - ④ 取組の大きな方向性（※）及びそれに基づく個別の取組
- ※ 3～5項目程度の大きな方向性を設定することを想定。
例として、「効果の持続性や反復性を踏まえた取組」、「地域特性を踏まえた取組」、「啓発対象を明確化した取組」、「繁華街での通行人の認知度向上（動線・目線など）を踏まえた取組」 など

京都市の客引き行為等対策の取組状況（指導等件数等）について

（令和5年11月末現在）

1 指導等の件数

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
平成27年度	42	13	0	0	0
平成28年度	70	20	11	5	2
平成29年度	95	19	12	7	5
平成30年度	88	28	14	11	11
令和元年度 (平成31年度)	123	57	29	17	14
令和2年度	76	24	19	13	10
令和3年度	93	33	22	15	15
令和4年度	78	20	17	16	16
令和5年4月	1	2	0	0	0
5月	8	1	2	1	0
6月	5	0	2	1	2
7月	4	1	0	2	0
8月	4	2	1	1	0
9月	4	4	0	0	0
10月	7	1	2	1	4
11月	4	3	1	1	0
令和5年11月末	37	14	8	7	6
合計	702	228	132	91	79

《現状と分析》

- 令和5年11月末時点における指導件数は37件。前年同月比－29件
- 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したこと、行動制限の緩和などを受けて、繁華街を中心に飲食店利用者の人出が増加したため、禁止区域における客引き行為の活発化が見られるが、指導件数は前年度に比べ減少傾向にある。
- 減少の要因として、令和4年の夏頃から客引き専門業者が完全に撤退し、固定化された一部店舗が客引き行為を行う傾向となったことが考えられる。

指導件数37件の内、行った者17件（－11）・行わせた者20件（－18）

2 区域ごとの指導等件数

◆令和5年度11月末現在

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
祇園・河原町区域	33	13	7	7	6
東洞院錦小路	0	0	0	0	0
京都駅北側	4	1	1	0	0
合計	37	14	8	7	6

◆累計

	文書指導	勧告	命令	過料	公表
祇園・河原町区域	574	189	106	73	63
東洞院錦小路	5	1	0	0	0
京都駅北側	123	38	26	17	15
合計	702	228	132	※90	※78

※ 過料及び公表各1件については、報告の徴収違反によるもので区域の計上なし。

《現状と分析》

- 令和5年度の指導等は全て祇園・河原町区域及び京都駅北側区域
- 祇園・河原町区域は大きく祇園・河原町・木屋町区域に分けられるが、全て木屋町区域での件数であり、祇園と河原町区域における指導等の件数は0件

3 行為態様別（業種別）の指導件数

◆令和5年度11月現在

行為態様の種別（業種別）		件 数
客引き行為	（居酒屋）	37（20）
	（カラオケ店）	0（0）
	（風俗店）	0（0）
	（その他）	0（0）
勧誘行為（スカウト）		0（0）
そ の 他		0（0）
合 計		37（20）

◆累計

行為態様の種別（業種別）		件 数
客引き行為	（居酒屋）	646（293）
	（カラオケ店）	16（7）
	（風俗店）	9（4）
	（その他）	22（15）
勧誘行為（スカウト）		8（0）
そ の 他		1（0）
合 計		702（319）

※（ ）は「行かせた者」の内数

※ 「その他」については、「指導書受領拒否の上、立ち去り」

《現状と分析》

- 令和5年度の指導等は全て居酒屋に対するもの

4 被指導者（行った者）の学職別の割合

学 職 別	大学生	専門学校生	高校生	店舗関係者	不明
平成 30 年度まで	111 (56.8%)	12 (6.1%)	8 (4.1%)	63 (32.0%)	3 (1.0%)
令和元年度 (平成 31 年度)	39 (65.0%)	6 (10.0%)	0 (0%)	15 (25.0%)	0 (0%)
令和 2 年度	19 (47.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	16 (40.0%)	2 (5.0%)
令和 3 年度	20 (58.9%)	0 (0%)	1 (2.9%)	12 (35.3%)	1 (2.9%)
令和 4 年度	28 (82.2%)	1 (3.6%)	0 (0%)	4 (7.1%)	2 (7.1%)
令和 5 年 11 月末	10 (56.2%)	1 (6.3%)	0 (0%)	6 (37.5%)	0 (0%)
合 計	227 (59.3)	22 (5.7%)	10 (2.6%)	116 (30.3%)	8 (2.1%)

※ 「行った者」の文書指導 383 件（令和 5 年度 11 月末現在）

※ 被指導者の学識等については、自称を含む。

《現状と分析》

- 令和 4 年度に大学生の比率が急増している要因としては、これまで店舗関係者（社員）も自ら客引き行為を行っていたが、令和 4 年度は客引き行為を行わず、指導を逃れるための対策（繁華街入口付近における見張りと言導員巡回状況の伝達）に徹している状況が認められる。
- 令和 5 年度も同様であるが、アルバイトの大学生が少ない時間帯に店舗関係者が客引き行為を行って指導されることが昨年度に比べて多かった。

令和4年度までの客引き行為等対策の取組（啓発活動等）について

■啓発物等

<ポスター等>

(1) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B2・B3 カラー）

主な配架先：飲食店関係者、不動産取引関係団体、地元自治体 等

【ポスターデザイン】



条例で規定されている違反行為、禁止区域等の適用をまとめ、禁止区域内外の飲食店等に掲示を依頼することで、特に事業者へ条例の周知啓発を意図するもの。

(2) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ポスター（B3 カラー）

及びウエットティッシュ

主な配架先：市内の各大学 等

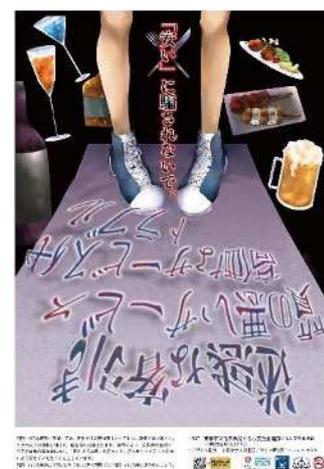
【ウエットティッシュ】



【ポスター（行為者向け）】



【ポスター（利用客向け）】



客引き行為者及び客引き関係店舗の利用者の多数を占める大学生に対して「客引きをしない」「客引きについていけない」の両面からの啓発を効果的に行うため、京都女子大学デザイン研究所と連携し、作成したもの。

二次元コードを活用し、違反店舗名等の公表状況へのアクセスを容易にしている。

(3) 客引き行為等への注意喚起ポスター

ア 地下鉄東西線 京阪三条駅臨時ホームドア (500×500mm)

掲出期間：令和4年7月25日～令和4年8月31日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



イ 地下鉄烏丸線 京都駅 (竹田方面行き) 扉間小型シート (916.5mm×650mm)

掲出期間：令和4年8月5日～令和4年9月1日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



ウ 地下鉄烏丸線 京都駅 (国際会館方面行き) 連結部大型シート (916.5mm×2,370mm)

掲出期間：令和4年8月5日～令和4年9月1日

【ポスターデザイン】



【掲出状況】



(4) 客引き行為等の防止啓発広告（ステップ広告） (2,451×2,745 mm)

掲出場所：地下鉄烏丸線 京都駅北階段下半分

掲出期間：令和4年12月12日～令和5年1月11日

【ポスターデザイン】

【掲出状況】



(5) 客引き行為等防止啓発デジタルサイネージ（70インチ カラー 4面 15秒）

掲出場所：地下鉄烏丸線 四条駅北改札外コンコース 阪急連絡通路（コトチカビジョン四条）

掲出期間：令和4年12月12日～令和4年12月26日

【掲出イメージ】



【掲出状況】



<チラシ等>

(6) 客引き行為等禁止啓発カード (名刺サイズ・A7 カラー両面)

主な配布先：飲食店関係者、市民、観光客 等

【デザイン】



名刺サイズをカードとして、またA7サイズ版も作成し、後者はポケットティッシュに挟み込んで配布している。

(7) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例周知啓発ステッカー (128mm×182mm)

主な配布先：飲食店関係者、市民、観光客 等

【デザイン】



<立札>

(8) 客引き行為等対策立札 (高さ 180 cm×幅 105 cm 銅版屋根、盤面及び支柱は檜)

【盤面デザイン】



【設置状況】



- (1) 京都市中京区中島町 三条木屋町交差点南側 木屋町通中央の植樹帯
- (2) 京都市中京区下樵木町 木屋町南車屋交差点北西角 高瀬川沿いの植樹帯
- (3) 京都市下京区柏屋町 四条木屋町交差点北側 四条小橋上の植樹帯

○主な盤面記載内容

ア 客引き撲滅標語「いかのさしみ」

客引きを「しない、させない、ついて**いか**ない」

客引きの「うまい話につい**の**らない」

客引きに「頼るお店を**さ**けましょう」

客引き料「**し**らないうちに代金へ」

客引きの「ないまち**み**んなでつくりましょう」

設置の趣旨である「客引きをしない、させない」、「客引きについていかない」という内容を市民や観光旅行者等の皆様に分かりやすく伝え、覚えてもらえるように親しみやすい語呂合わせによる客引き撲滅標語を作成。

イ 客引き行為等禁止に係るイラスト

客引き行為等が禁止されていることを視覚的に分かりやすく表現したピクトグラムを使用したイラストを採用。

ウ 違反店舗名等公表中の「京都市情報館」にアクセス可能な二次元コード

再三の指導に従わず、違反行為を繰り返し行った者については、「京都市情報館」で氏名や違反店舗名等を公表しており、同サイトに直接アクセスができる二次元コードであり、市民や観光旅行者等の皆様に対する情報提供を目的としている。

エ 差し替え可能なインフォメーション板

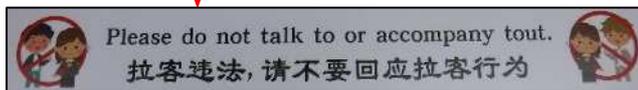
盤面下段に、差し替え可能な加工を施したインフォメーション板を導入。設置当初は、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に関する啓発としていたが、現在は外国人観光客向けの啓発、課内各事業等の啓発にも活用している。

【設置状況】



外国人観光客向け

記載内容



課内他事業 (一例)

3 路面標示（路面シート及び路面タイル）

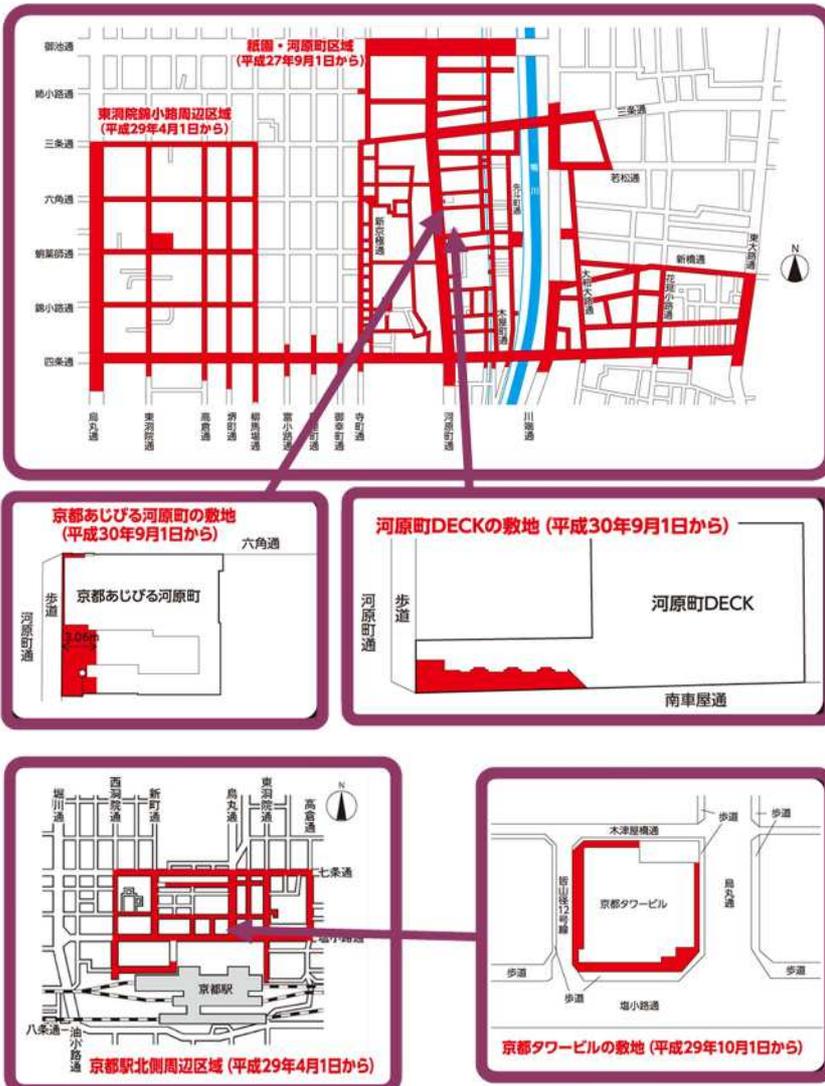
客引き行為等禁止区域については、チラシ等の啓発物により周知するほか、路面シート及び路面タイルにより標示している。

四条通・木屋町を中心に、路面タイル設置可能箇所はタイル標示に変更し、随時路面シートの張替えも行っている。

【路面シートデザイン】



【客引き行為等禁止区域図】



4 ホームページ（京都市情報館）



「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に関する広報資料（例）

- 令和2年3月31日 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の一部改正について
 - 令和3年3月18日 客引き行為等対策立札の設置について
 - 令和5年2月2日 令和4年度第1回「京都市客引き行為等対策審議会」の開催について
 - 令和5年2月9日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表一覧について
 - 令和5年2月9日 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表について
- ※ 「京都市客引き行為等対策審議会」の開催や「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」違反者の氏名等の公表についても、ホームページに随時掲載している。

5 地元団体や関連業界と連携した客引き行為等対策の取組状況

(1) 客引き対策パトロール

地元の自治会、商店会等が中心となって毎月実施する自主的な客引き行為等対策パトロールに、京都府警察とともに参加しており、現在は下記のとおり実施している。

- ・ 河原町パトロール（月 2 回）
- ・ 立誠パトロール（毎月第 2、第 4 金曜日）
- ・ 京都駅パトロール（毎月 1 4 日）
- ・ 日彰パトロール（毎月 1 5 日）
- ・ 四条繁栄会商店街振興組合パトロール（毎月最終金曜日）

また、これまでに、客引き行為等禁止区域の新たな指定や私有地における禁止区域の指定等の機会を捉え、ビルの所有者・管理者、地元団体、京都府警察との合同啓発を実施している。

各種パトロールについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和 2 年 3 月頃から実施できていなかったが、令和 4 年度については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、従来通りの定期的なパトロールを徐々に再開しており、年末からは、拡声器付き公用車での街頭音声啓発も開始した（※下部写真参照）。

なお、上記パトロールに対する支援の一環として、地元団体に対しては、腕章、ハンドプレート、保安灯等の物品を支給している。



※令和 4 年 1 2 月実施
立誠自治連合会との合同パトロールの状況

(2) 関係団体等との連携

令和 2 年度の条例改正により、違反店舗に係る建物所有者への通知が可能となったことで、建物オーナーから違反店舗等に対して指導が行われ、その効果も見受けられるようになった。

この新たな動きをより活発なものとするため、全日本不動産協会京都府本部及び京都府宅地建物取引業協会（下記にホームページ掲載状況）に対し、客引き行為等禁止啓発に係るポスターの掲示及び条例周知依頼を実施し、賃貸借契約にあたっての留意事項として会員への周知、またホームページへの掲出を行っていただいた。

6 大学生対策の状況

(1) 大学に対する啓発依頼

京都市内の学生数が多い大学等を中心に、客引き対策ポスターや各種啓発物の配布、デジタルサイネージによる啓発依頼等を行った（下記一覧のとおり）。

また、令和4年9月に実施された京都府大学安全・安心推進協議会において、同協議会に出席の各大学学生課長に対し、当課担当者から大学と連携した客引き対策の必要性を講演するとともに学生が客引きのアルバイトに就労しないための指導を依頼した。

【令和4年度における各大学への訪問・啓発依頼の実施状況】

大学名	訪問の時期	主な依頼内容
同志社大学	令和4年4月	○チラシ、ポスター、啓発物品等の掲示・配架 ○デジタルサイネージの掲出 ○学生ポータルサイトへの掲出 ○その他学生への効果的な啓発 等
京都女子大学	令和4年5月	
佛教大学	令和4年6月	
京都産業大学	令和4年11月	
龍谷大学	令和4年11月	
京都橘大学	令和4年12月	
立命館大学	令和4年12月	

【学生ポータルサイトへの掲出状況（一部抜粋）】



【デジタルサイネージの掲出状況】



【学生に対する条例に係る講演状況（令和4年4月 同志社大学にて実施）】



(2) 大学と連携した啓発

京都女子大学デザイン研究所と連携し、同学生によるデザインを活用した、大学生目線による「客引きについていかない」「客引きのアルバイトをしない」旨の啓発ポスター（前記2(2)参照）を作成し、同大学内で啓発活動を実施した。

また、龍谷大学では、学生で構成されている学友会の中央執行委員会の学生らが、客引き条例にかかる各種啓発物（チラシ、ウェットティッシュ）を学内の各部受付に設置依頼し、客引き禁止に向けた気運醸成を図った。

さらに、令和5年1月末現在、佛光大学の漫画研究会及び映画部と共同で、「客引きについていかない」「客引きのアルバイトをしない」旨のリーフレット及び動画を作成中であり、動画については完成次第、京都市のYouTube 公式チャンネル「きょうと動画情報館」において配信予定である。



※令和4年5月実施
京都女子大学学内においてポスター
作成者らとの啓発活動



※令和5年1月実施
龍谷大学学内の学生部受付に啓発物
を設置している状況

(3) スマートフォンアプリやSNSを活用した啓発

大学のまち京都・学生のまち京都公式アプリ「KYO-DENT」や京都市公式SNS（Facebook、LINE、Twitter）を活用し、大学生を中心とした若年層への啓発を定期的に発信している。

客引き行為者数の変遷

1 調査方法等について

- 調査時期は12月。曜日・時間帯は、「平日と土曜日」の2日間における「午後6時、7時、8時、9時、10時」時点の行為者数をカウント（合計10回）
- 調査場所は、各禁止区域内の主要交差点等のうちから20箇所（祇園・河原町区域15箇所、東洞院錦小路周辺区域1箇所、京都駅北側周辺区域4箇所）及び西院区域のうちから1箇所の合計21箇所を実施
- それぞれの場所における2日間の調査時間帯ごとの行為者数のカウントを合計して、「延べ行為者数」を算出
- 「1時間当たり平均行為者数」は、上記の「延べ行為者数」を調査回数（10回）で除して算出
- 平成30年度以前と令和元年度以降の調査方法は異なるものの、各区域における1時間当たりの平均行為者数の算出方法は同じであるため、各区域の調査初年度の数値を基準値として記載している。
 - ※ 延べ行為者数は調査方法が異なるため、令和元年度以降の数値を記載

2 各指定区域における客引き行為者の状況

(ア) 祇園・河原町区域

調査年度	延べ 行為者数	1時間当たり 平均行為者数	区域指定前 との比較	前年度 との比較
平成26年12月 (区域指定前)		104.0人	—	—
令和元年12月	609人	60.9人	△41.5%	24.8%
令和2年12月 (改正条例施行後)	515人	51.5人	△50.5%	△15.4%
令和3年12月 (〃)	545人	54.5人	△47.6%	5.8%
令和4年12月 (〃)	764人	76.4人	△26.6%	40.2%
令和5年12月 (〃)	577人	57.7人	△44.5%	△24.5%

《現状と分析》

- 平成27年7月の禁止区域指定以降、年々減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和等の影響により、令和4年度は増加した。
- 令和5年度は、令和4年夏頃から客引き専門業者が完全に撤退した影響もあり、減少している。

(イ) 東洞院錦小路周辺区域

調査年度	延べ行為者数	1時間当たり 平均行為者数	区域指定前 との比較	前年度 との比較
平成28年12月 (区域指定前)		3.2人	—	—
令和元年12月	1人	0.1人	△96.9%	△94.1%
令和2年12月 (改正条例施行後)	2人	0.2人	△93.8%	100%
令和3年12月 (〃)	1人	0.1人	△96.9%	△50.0%
令和4年12月 (〃)	10人	1.0人	△68.7%	900%
令和5年12月 (〃)	19人	1.9人	△40.6%	90.0%

《現状と分析》

- 平成29年2月の禁止区域指定以降、大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和等の影響により、令和4年から増加傾向にある。
- 条例違反にはあたらないが、当区域に店舗を構えるガールズバーの数名の従業員が店舗敷地内から声掛けをしている状況が散見される。

(ウ) 京都駅北側周辺区域

調査年度	延べ 行為者数	1時間当たり 平均行為者数	区域指定前 との比較	前年度 との比較
平成28年12月 (区域指定前)		10.0人	—	—
令和元年12月 (区域指定後)	153人	15.3人	53.0%	75.9%
令和2年12月 (改正条例施行後)	71人	7.1人	△29.0%	△53.6%
令和3年12月 (〃)	57人	5.7人	△43.0%	△19.7%
令和4年12月 (〃)	101人	10.1人	1.0%	77.2%
令和5年12月 (〃)	160人	16.0人	60.0%	58.4%

《現状と分析》

- 平成29年2月の禁止区域指定後は若干減少したものの、観光客をはじめ京都駅周辺を訪れる方が大幅に増加したことなどの影響でもあり、令和元年は大きく増加した。
その後は、新型コロナウイルス感染症の影響から減少傾向にあったが、行動制限の緩和等の影響により、令和4年から増加傾向にある。
- 特徴としては、条例違反にはあたらないが、カラオケ店の声掛けをしている者が多数を占めている状況。

令和5年度客引き行為等対策の取組状況（啓発活動等）について

1 現状・課題と主な取組の視点

行動制限の緩和や新型コロナウイルス感染症の第5類への移行等により、繁華街等を中心に京都市内において、市民・観光客の人流が増加している状況である。

このような状況の中、繁華街を訪れる方を狙った客引き行為が活発化している状況が見受けられ、特に京都の玄関口である「京都駅周辺」で増加傾向にあり、近隣住民や店舗等からの苦情をいただいている。

また、令和3年頃までは客引き専門業者による客引きが中心であったが、日々の巡回指導、地域や商店会によるパトロール活動などの成果もあり、現在では、専門業者は撤退し、店舗従業員が客引き行為を行っている状況にある。

課題としては、①複数回の指導を受けながらも客引き行為等を繰り返す悪質な行為者の常態化や、②客引き行為の被指導者の約7～8割がこれからの将来を担う若年層の学生（大学生や専門学生など）という点である。

以上のような状況を受け、日々の巡回・指導等はもちろんのこと、地域や商店会、京都府警等の関係機関と連携しながら、次の3つの視点を持って、取組を進めてきた。

- (1) 観光客等の来訪者向けの取組（違反店舗を利用しないよう啓発）
- (2) 違反行為を繰り返す悪質な行為者向けの取組（指導員による指導、違反者氏名・関連店舗名の公表及び違反店舗立入り調査の実施など）
- (3) 若年層（学生等）向けの取組（客引きバイトをしない及び違反店舗を利用しないよう啓発）

2 具体的な取組

(1) 観光客等の来訪者向けの取組

● 宿泊施設での啓発

京都府旅館ホテル組合に登録している宿泊施設（中京区・下京区・東山区）のうち、30施設において、啓発リーフレット及び啓発物品を配架。



● (一社) 京都府タクシー協会との連携による啓発

(一社) 京都府タクシー協会と連携し、本協会に加盟しているタクシー会社の保有するタクシーの車内において、客引き行為等を行う店舗を利用しないよう周知する啓発物品を配架。



● 京都市営地下鉄京都駅北階段におけるステップ広告を活用した啓発

昨年度同様、京都市営地下鉄の京都駅の北階段において、京都駅を訪れた観光客等の来訪者に対して、客引き行為等を行う店舗を利用しないよう周知するステップ広告を掲出した。



(2) 違反行為を繰り返す悪質な行為者向けの取組

● 拡声器付き広報車を活用した音声啓発の実施

客引き行為等禁止区域内及びその付近において、拡声器付きの広報車(京都市公用車)を活用して、音声啓発を実施。



● 禁止区域付近におけるのぼり旗での啓発の実施

禁止区域付近の商業施設等の御協力のもと、対策強化日において、客引き行為者が配置されているポジション等にのぼり旗を設置し、啓発活動を実施。



● 路上喫煙禁止啓発看板の下部を活用した禁止区域付近での常設標示の設置

禁止区域付近に当課で設置している路上喫煙禁止啓発看板の下部を利用し、悪質な行為者へ向けた常設の禁止啓発標示（ポスターシール）を設置。



(3) 若年層（学生等）向けの取組

● YouTube 広告を活用したターゲティング広告を実施

ア 客引き行為等を行う店舗に行かないための啓発

YouTube 広告を活用したターゲティング広告において、20歳代～30歳代の人向けに、客引き行為する店舗に行かないよう啓発する動画を配信

※ 8月上旬の夏の納涼会・お盆シーズンと、11月下旬からの観光・忘年会シーズンに合わせてそれぞれ約1箇月間、5万回配信

イ 高額バイト（客引きバイト及び闇バイト（特殊詐欺））をしないための啓発

上記同様のターゲティング広告において、18歳～20歳代前半の人向けに、客引きバイトのほか、闇バイト（特殊詐欺）等の高額バイトをしないよう呼びかける啓発動画を配信予定。（令和5年度1月に広報発表予定）

- ※ 大学入学が決まった高校生等がバイトを探す時期 2～3月を予定
- ※ 動画については、同志社大学と協働で作成中

● Z世代向け防犯ハンドブックへの掲載・啓発動画の発信

Z世代向けの防犯ハンドブック（デジタルブック＋紙冊子）を作成し、その中に客引きアルバイトをしないこと及び客引き行為等を行う店舗に行かないよう啓発する内容を掲載。（令和5年度1月に広報発表予定）

- ※ 本内容の啓発動画を同志社大学と協働で作成中。今後、動画の完成と併せて広報啓発を実施予定。

【参考】
客引き行為等に関する内容のほか、大学生等の身近で起こりやすい犯罪（自転車盗、闇バイト、痴漢・盗撮等性犯罪、サイバー犯罪）に関する防犯対策等を掲載している。



◆◆◆ 京都市内における客引き行為等は条例違反! ◆◆◆

1 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例について
京都市では、市民、観光旅行者等の安心かつ安全な通行を確保するため、平成27年から条例を施行し、違反行為の取締りなどの対応を進めています。

2 客引き行為等（違反行為）とは

- 客引き行為
不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
⇒例えば、通行人の中から相手方を特定して近寄り、店のメニューを差し出しながら「いらっしゃいませ」等と誘う行為
- 勧誘行為
役柄に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為
⇒例えば、通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きますか」等と声をかける行為
- 客待ち、勧誘待ち行為
客引き行為及び勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
これらの行為は「キヤッチ」とも言われています。キヤッチは違反行為です!

京都市 HP 暮らしの情報：客引き行為禁止区域
～河原町区、東山区、東山町、京都市北側周辺区域、私有地の一部～

Check
「客引き行為」は、以下の法律等でも禁止行為として処罰される場合があります。
・雇用労働法の規制及び業務の適正化等に関する法律
・京都府迷惑行為等防止条例

3 処分について
禁止区域内において、客引き行為等を行うと、①指導⇒②勧告⇒③命令⇒④罰金(5万円)及び公表(※)と段階的に処分されます。
※違反者の氏名・住所等が京都市のホームページ上に公表されます。

京都市 HP 暮らしの情報：条例違反者の氏名、店舗名等の公表一覧

4 客引き等のアルバイトはデメリットだらけ

- ・居酒屋等は営業が深夜帯に及びことから、夜中心の生活となり、大学生等であれば、学業にも支障をきたします。
- ・氏名等を公表された場合、部活動などにも影響を及ぼすおそれがあります。
- ・反社会的な組織と繋がっている場合があり、抜け出せなくなる可能性があります。

5 客引きを行う店舗（違反店舗）には行かないで

- ・飲食代金には客引き代が上乗せされています。
- ・支払った代金が反社会的な組織へ流れている事例があります。